

橋本周辺広域市町村圏組合工事等検査規程

平成 22 年 3 月 31 日  
規 程 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、橋本周辺広域市町村圏組合（以下「組合」という。）が発注する建設工事並びに工事の調査、測量、設計の委託及びその他の委託業務（以下「工事等」という。）の検査（以下「検査」という。）について、別に定めのあるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(検査員、検査者)

第 2 条 この規程において「検査員」とは、組合関係市町の長により任命された検査員をいう。

2 「検査者」とは、事務局長が命ずる部局長又は係長職及び同等以上の者をいう。

(検査)

第 3 条 本組合が施行する工事等の検査は、検査員又は検査者がこれを行うものとする。

2 建設工事の検査は、1 人以上の検査員をもって実施するものとする。  
ただし、組合議会の議決を要する契約金額以上の工事検査については、2 人以上の検査員が検査を行なうものとする。

3 工事の調査、測量、設計の委託及びその他の委託業務検査については、検査者が行うものとする。

(検査の種類)

第 4 条 検査の種類は、次に掲げる区分による。

- (1) 材料検査
- (2) 出来高検査
- (3) 中間検査
- (4) 完成検査

(材料検査)

第 5 条 材料検査は、設計図書等に指定された工事等に使用する材料の適否について行うものとする。

2 検査員は、材料検査の結果不合格となった材料を、当該材料を使用する工事等の請負人（以下「請負人」という。）に速やかに引き取らせなければならない。

(出来高検査)

第 6 条 出来高検査は、工事等の請負代金の部分払のために当該工事等の出来高部分についての確認を行うものとする。

(中間検査)

第 7 条 中間検査は、工事等の施行中において必要がある場合に、工事等に関する書類及び工事等の現場における施行状況について行うものとする。

(完成検査)

第 8 条 完成検査は、工事等が完了した後において工事等の施行の適否等について行うものとする。

- 2 完成検査の結果、補修又は改造を要する箇所があるときは、検査員はこれを管理者に報告し、管理者は、当該箇所の補修又は改造を請負人に命ずるものとする。
- 3 完成検査の結果、工事等の出来形が仕様書に満たない場合において、その出来形が工事等の目的を十分達成し、かつ、程度が低下していないもの限り、検査員は、これを完成したものと認定することができる。ただし、この場合においては、減額精算を行わなければならない。
- 4 第2項の規定による補修又は改造が完了したときは、検査員は、改めて完成検査を行わなければならない。
- 5 検査員は、完成検査を行なうに当たり必要があると認めるときは、当該工事の施工部分の一部を破壊、分解して検査することができる。
- 6 前項の検査を実施したときは、期限を定めて請負人に破壊、分解の補修をさせるものとする。

(検査の方法)

第9条 検査員又は検査者は、検査に当たっては工事等の契約書、図面、設計書及び仕様書等に基づき行わなければならない。

(立会人)

第10条 検査員又は検査者は、検査に当たっては、工事等の監督員並びに請負人又は現場代理人及び主任技術者を必ず立ち会わなければならない。

(検査要求)

第11条 検査を受けようとするときは、工事等の担当部局長等は現場写真その他必要図書を添付の上、工事等検査要求書(様式第1号)を管理者に、又管理者は当該要求を受けて必要に応じ工事検査員派遣書(依頼)(様式第2号)を組合関係市町の長に提出しなければならない。

(検査の中止)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、検査員及び検査者は、検査を中止することができる。

- (1) 第10条の規定による立会人の立会いを得ることができないとき
- (2) 天災その他不可抗力によって検査が不能となったとき

(検査調書の交付)

第13条 検査員又は検査者は、検査の結果合格と認めたときは、検査調書(様式第3号)及び完成認定書(様式第4号)を工事等の担当部局長等に交付しなければならない。

(工事成績の評定)

第14条 検査員は、工事検査後速やかに公平かつ厳正に工事成績の評定を行わなければならない。

(復命)

第15条 検査員又は検査者は、検査を行ったとき又は検査を中止したときは、遅滞なくその結果を検査復命書(様式第5号)により管理者に復命しなければならない。

2 検査員は、検査の結果、補修し、又は改造することが不可能であると認められた工事については、復命に際し、これに対する意見を付さなければならない。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、管理者は、検査を行う上で必要と認める指示を行うことができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号（第11条関係）

起案		年 月 日			決 裁		年 月 日			施 行		年 月 日		
管 理 者		事 務 局 長		次 長				係 長		起案者所属		氏 名		
										橋本周辺広域 市町村圏組合		Ⓜ		

## 工事検査の要求について

下記調書のとおり工事検査を要求してよろしいか。

### 記

年 度	工 種	工事名	工事場所	請負金額	完了月日
年度	第 号	工事	地内	円 ¥	年 月 日

第 号  
年 月 日

## 工事検査派遣依頼書

様

橋本周辺広域市町村圏組合  
管理者 ⑩

下記調書のとおり工事検査を致したく、検査員の派遣をお願いいたします。

1 場 所

2 日 時

年 月 日  
時 分

### 記

年度	工 種 工事番号	事業主体	工事名	工事場所	工事内容	請負金額	検査種別	備考
			工事	地内		¥ 円	しゅん功 出来高 中間 再	工事完成 月 日 受検希望 月 日

様式第3号（第13条関係）

## 検 査 調 書

契 約 の 相 手 方	住所 氏名
契 約 目 的 事 項	年 度 第 号 地内 工事名 工事
契 約 金 額	¥ 円
契 約 年 月 日	年 月 日
完 成 期 限	年 月 日
届 出 に よ る 完 成 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
認 定 事 項	

上記検査の結果この調書を作成する。

年 月 日

検査員 \_\_\_\_\_ 印

立会人 \_\_\_\_\_ 印

様式第4号（第13条関係）

## 工事完成認定書

契約の相手方	住所 氏名
契約目的事項	年度第号 地内 工事名 工事
契約金額	¥ 円
契約年月日	年 月 日
完成期限	年 月 日
届出による完成日	年 月 日
検査年月日	年 月 日
認定事項	

検査の結果上記のとおり認定する。

年 月 日

検査員 \_\_\_\_\_ (印)

立会人 \_\_\_\_\_ (印)

様式第5号（第14条関係）

管 理 者		副 管 理 者		事 務 局 長							
-------------	--	------------------	--	------------------	--	--	--	--	--	--	--

## 検 査 復 命 書

契 約 の 相 手 方	住所 氏名
契 約 目 的 事 項	年 度 第 号 地内 工事名 工事
契 約 金 額	¥ 円
契 約 年 月 日	年 月 日
完 成 期 限	年 月 日
届 出 に よ る 完 成 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
認 定 事 項	

上記検査の結果この調書のとおり復命します。

年 月 日

検査員 \_\_\_\_\_ (印)

立会人 \_\_\_\_\_ (印)